

計 画 等 の 案 の 概 要

名 称	静岡県カスタマーハラスメント防止条例		
公表するもの	静岡県カスタマーハラスメント防止条例骨子案		
県民意見の募集	☒ 有 ☐ 無	有の場合は その募集期間	令和7年6月16日(月)～令和7年7月7日(月)
担当課等名	経済産業部産業人材課 電話番号 054-221-2817		
総合計画に おける位置づけ	7-1（2）誰もがいきいきと働ける環境づくり		
審議会等の名称	静岡県カスタマーハラスメント防止対策協議会		
1 趣旨 顧客等からの暴行、脅迫、暴言、不当な要求といった著しい迷惑行為（以下、「カスタマーハラスメント」）は、働く人々の心身に深刻な影響を及ぼすだけでなく、職場環境を悪化させ、企業の生産性にも悪影響を与える深刻な問題です。そのため、カスタマーハラスメントの防止対策に社会全体で取り組むことが求められています。 国においては、カスタマーハラスメントの防止対策を事業主の雇用管理上の措置義務とすることなどを盛り込んだ労働施策総合推進法の改正案を国会に提出し、令和7年6月4日に可決されました。また、東京都、北海道、群馬県ではカスタマーハラスメント防止条例を制定しており、その他の自治体でも条例の制定や各種防止対策の実施が進められています。 本県においても、カスタマーハラスメントによる被害が深刻化している現状を踏まえ、すべての人が互いに尊重し合い、カスタマーハラスメントのない静岡県の実現に向け、令和7年度中にカスタマーハラスメント防止条例の制定を目指すこととしました。 このたび、条例の骨子案を取りまとめましたので、広く県民の皆様からご意見を募集いたします。			
2 骨子 (1) 趣旨 (2) 目的 (3) 定義 ① 事業者 ② 就業者 ③ 顧客等 ④ カスタマーハラスメント (4) 基本理念 (5) カスタマーハラスメントの禁止 (6) 適用上の注意 (7) 各主体の責務 ① 県の責務 ② 事業者の責務 ③ 就業者の責務 ④ 顧客等の責務 (8) 施策の推進 (9) 財政上の措置 (10) 見直し規定			